

県産材安定供給促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、3流域の拠点を中心に県産材の供給能力を的確にとらえ、提案型集約施業推進や需要供給情報の提供を行うことで、安定した県産材供給体制の整備に取り組むため、県産材安定供給促進事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。その補助金の交付に関しては山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象経費及び補助率)

第2条 前条に規定する補助金交付の対象となるのは、別紙「県産材安定供給促進事業の実施内容」によるものとする。

また、補助対象経費及び補助率は別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額に乗じて得た金額をいう。）がある場合には、これを減額するものとする。

ただし、申請時において補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りではない。

(補助金交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする実施主体は、補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号の書類を添えて、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業予算書（様式第3号）
- (3) その他、知事が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

第4条 規則第6条による補助金交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 知事が定める重要な変更は、軽微な変更以外の変更とする。
- (2) 補助事業により取得した財産については、当該財産に係る管理規定を定め、善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図ること。

(補助事業の軽微な変更の範囲)

第5条 第4条による軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更。
- (2) 事業目的の達成に支障を来すことなく、かつ、事業計画の細部の変更であって額の増額を伴わないもの。

(財産の処分の制限)

第6条 補助事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数

等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 補助事業実施主体は、前項の承認を受けようとする場合は財産処分承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（補助事業の計画変更、中止、廃止）

第7条 補助事業実施主体は、補助金の交付決定後の事情の変更等により、当該事業（の年間所要額）を変更（中止、廃止）しようとする場合は、事業内容変更（中止、廃止）承認申請書（様式第5号）により、知事の承認を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 補助事業実施主体は、当該事業が完了したときは、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第6号）に次の各号の書類を添え、知事に提出しなければならない。

- （1）事業実績書（様式第7号）
- （2）事業決算書（様式第8号）
- （3）その他、知事が必要と認める書類

（補助金の交付）

第9条 補助金は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、全部又は一部を概算払いにより交付することができる。

- 2 補助事業実施主体は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

（帳簿等の保存）

第10条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年7月27日から施行する。
- 2 この要綱は、平成21年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

県産材安定供給促進事業の実施内容

1 補助対象事業の種類

(1) 流域木材安定協議会の開催

森林所有者と素材生産事業体及び森林組合等による「流域木材安定協議会」を県内3流域(富士川上流、富士川中流、山梨東部)に組織化し、県産材安定供給のための情報収集と分析を行い、問題点抽出や体制整備に向けた具体的な方策を検討した上で、提案型集約施業の推進や需給情報提供等森林組合や素材生産事業体の育成をはかり、需用者側への安定的な県産材供給を推進する。

構成員は、森林所有者、素材生産者、森林組合、学識経験者であり、オブザーバーとして市町村、県の行政関係者が参加する。また、学識経験者については、協議会出席の他、想定される課題について指導・助言を行う。

(2) 現地研修会の開催

県内研修会を3流域木材安定協議会ごと開催する。

県外研修会を3流域木材安定協議会の合同で開催する。

- 2 実施主体 山梨県森林組合連合会
南部町森林組合
甲斐東部材産地形成事業協同組合

別表（第2条、第4条、第5条関係）

県産材安定供給促進事業
補助対象経費

区 分	補助率	補助内容
県産材安定供給促進事業	当該経費の 1/2 以内	報償費 旅費 印刷製本費 使用料及び賃借料 通信運搬費

様式第1号(第3条関係)

番
平成 年 月 日 号

山 梨 県 知 事 殿

所在地
団体名
代表者名
印

県産材安定供給促進事業費補助金交付申請書

平成 年度において、県産材安定供給促進事業を実施したいので、同事業費補助金交付要綱第3条の規定により、次の関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 事業計画書(様式第2号)
- 3 事業予算書(様式第3号)
- 4 事業完了予定年月日 平成 年 月 日
- 5 その他関係資料
団体の規約
会員名簿

様式第2号(第3条関係)

県産材安定供給促進事業
事業計画書

区 分	事業内容	事業費
		円
計		

県産材安定供給促進事業
事業予算書

1 収入の部

(単位:円)

区 分	予算額	備 考
県補助金		
自己資金		
計		

2 支出の部

(単位:円)

区 分	予算額	備 考
計		

様式第4号(第6条関係)

番
平成 年 月 日 号

山 梨 県 知 事 殿

所在地
団体名
代表者名

印

県産材安定供給促進事業に係る
補助事業により取得した財産処分承認申請書

平成 年度県産材安定供給促進事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を次のとおり処分したいので、同事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類

様式第5号(第7条関係)

番
平成 年 月 日 号

山 梨 県 知 事 殿

所在地
団体名
代表者名

印

県産材安定供給促進事業変更(中止、廃止)承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった県産材安定供給促進事業について、次のとおり変更(中止、廃止)したいので、同事業費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

変更の場合

- 1 変更の理由
- 2 事業計画書(様式第2号による)
- 3 事業予算書(様式第3号による)

(注)上段に変更前の事項を()書きし、下段に変更しようとする事項を記載すること。

中止(廃止)の場合

- 1 中止(廃止)の理由

様式第6号(第8条関係)

番
平成 年 月 日 号

山 梨 県 知 事 殿

所在地
団体名
代表者名

印

県産材安定供給促進事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった県産材安定供給促進事業費補助金について、同事業費補助金交付要綱第8条の規定により、次の関係書類を添えて実績を報告します。

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金概算払済額 金 円
- 3 事業実績書(様式第7号)
- 4 事業決算書(様式第8号)
- 5 事業完了年月日 平成 年 月 日
- 6 その他関係資料

様式第7号(第8条関係)

県産材安定供給促進事業
事業実績書

区 分	事業内容	事業費
		円
計		

県産材安定供給促進事業
事業決算書

1 収入の部

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	差引増減	備 考
県補助金				
自己資金				
計				

2 支出の部

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	差引増減	備 考
計				

番
平成 年 月 日 号

山 梨 県 知 事 殿

所在地
団体名
代表者名

印

県産材安定供給促進事業費補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった県産材安定供給促進事業費補助金について、同事業費補助金交付要綱第9条の規定により、概算払いの請求をします。

1 概算払請求額 円

2 内 訳

補助金交付 決定額	既概算交付額	差 引 額 - =	今回概算請求額	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払いの方法

(1) 現金

指定金融機関名 _____

(2) 口座振替

振替先銀行名 _____ 預金種別(当座・普通)

口座名 _____ No. _____